平成２２年（フ）第８４２号
千葉県松戸市東平賀95番地の３
債務者　村井　誠子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８４８号
千葉県鎌ケ谷市北中沢３丁目４番52号コロニーＡ棟２
債務者　張ケ井都子（旧姓山越）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８５０号
千葉県野田市木間ケ瀬5478番地１
債務者　市野麻未奈
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８５１号
千葉県野田市上花輪1321番地の17
債務者　茂呂　　仁
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８５４号
千葉県松戸市五香六実249番地の11　第一青木マンション204号
債務者　西村　　京
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８６２号
千葉県我孫子市根戸1739番地の３　105号
債務者　小澤ゆり子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８６８号
千葉県松戸市常盤平２丁目25番地　常盤平公団住宅１街区38棟104号
債務者　奥山　典義
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８７１号
千葉県流山市西初石４丁目475番地の１
債務者　清水　和美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８７５号
千葉県松戸市松戸新田52番地の１　野菊野第２ローヤルコーポ101号
債務者　安形　英機
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８７６号
千葉県柏市豊住４丁目１番５号　メゾンド丹羽101
債務者　新堀ケイ子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８８５号
千葉県野田市尾崎113番地　フラワーハイツ105
債務者　横川　かね
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８９０号
千葉県野田市花井264番地の42　フラワーハイツ菅谷Ａ101
債務者　向後　紀子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８９３号
千葉県柏市あけぼの１丁目８番20―501号
債務者　内山　誠司
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８９８号
千葉県柏市豊四季台４丁目１番78―505号
債務者　遠藤　一良
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９２０号
千葉県松戸市和名ケ谷1008番地　クレスト吉岡405号
債務者　佐藤　藤夫
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９２４号
千葉県松戸市幸田３丁目８番地　幸田市営住宅117号
債務者　福谷　　弘
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第９３２号
千葉県松戸市常盤平陣屋前７番地の３　秋谷ビル301号
債務者　廣井　順子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部